

酪酸	石鹼	タール系物質	フェノール化合物	ロダン化合物	シヤン化合物	クレオソート	ケトン(アセトン)	アルデヒド其他	油類	亞麻、大麻其他木纖維等ノ浸漬ヨリノ水	糖類	油脂類
同右	織物工場、染色工場、漂白工場、油脂工場 都市及邸宅、金物工場				化學工業、都市及邸宅、製材所、木纖維製造場、製紙工場、瓦斯製造所、採鑛業、顔料工場				採鑛業、農業、油脂工業(精製所)	織物工場、農業的工場		
	五〇									100,000		
	一〇〇											

一九四

澱粉	肉、脂肪、皮膚	動物死體	肥料	野菜殘屑	各種ノ渣滓	木纖維	麻類纖維	羊毛纖維	家根水	家定下水	街路水	各種ノ物質ヲ包含スル雨雪水
					都市及邸宅、鞣革工場、及製膠工場、農業、(施肥土壤)近世食品工業、製材所、木纖維製造所、製紙工場、織物工場、採鑛業、化學工業、金物工場、其他ノ産業							

八、水質保護ニ關スル水産事務協議會ノ答申

一九五

(一)大正十三年度水產事務協議會ノ答申

一、法ヲ制定スルノ可否

水質ノ汚濁ハ我カ國水產ノ現狀ニ鑑ミ特別法ヲ制定シ之カ防止ニ努ムルヲ急要ト認ム

二、法ヲ制定スル場合ノ規定事項

(イ)法ノ目的

水產動物植物ニ有害ナルモノノ遺棄ニ關スル制限又ハ禁止ニ就キ具體的ニ規定スルノ外例ヘハ遡河性魚類等ノ嫌惡量等ノ生理的ニ有害ナラサルモ尙生産ニ影響ヲ及ホスモノヲモ包含シテ制定サレタシ

(ロ)適用範圍

領水全般並ニ外國船ニモ適用サレタシ

(ハ)有害物質ノ意義

有害物質ノ意義ノ定義ハナルヘク廣汎ニ規定サレタシ

(ニ)有害物質並ニ其量ノ規定

有害物質含有廢水ノ分量ノミナラス注廢水ト受容水量トノ關係モ規定サレタシ

(ホ)水族ノ嫌惡極少量

魚族ニ應シ規定サレタシ

(一)各種除害工事ノ標準

各種事業ノ規模ニ應シテソノ標準ヲ示サレタシ

三、監督取締

(イ)監督取締ハ左記ノ方針ノ下ニ地方長官ニ委任サレタシ

1、地方長官ハ訴願者ノ有無ニ拘ラス水面ノ狀態ヲ視察シ汚濁ヲ認ムルトキハ左ニ準シテ善後策ヲ講シテ主務大臣ニ其經過ヲ報告スルコト

2、現在水面ヲ汚濁シツツアルモノニ對シテハ地方長官ハ其事業主ニ完全ナル除害裝置ヲ設備セシムルコト

3、水面ヲ汚濁スヘキ事業ヲ新設セムトスルモノアルトキハ其指示セル除害裝置ヲナスヘキヲ條件トシテ認可スルコト

4、地方長官ハ被害程度ニ應シ事業主ニ對シ相當水產増殖ノ施設ヲ命スルコトヲ得ルコト

(ロ)廣汎ニ互ル水產保護上要求セサルヘカラサル除害工事ニシテ事業主ノ收利ニ著シク影響ヲ及ホス時ハ國庫補助ノ途ヲ講セラレタシ

(ハ)罰則

事業主ニ對シ營業ノ中止又ハ停止ヲ命スルコトヲ得ル規定ヲ設ケラレタシ

左記事項ハ明年度各府縣ハ具體的意見ヲ持シテ本會議ニ臨ムコト、尙ホ本省ハ對案ヲ提示サレタシ

- 1、有害物質並ニ其量ノ規定
- 2、水族ノ嫌惡最小極量
- 3、裁定機關
- 4、經過規定

以上

附 本協議會へ提出セシ各府縣ノ意見

群馬縣

- 一、鑛山業及工業ノ惡水排水ニ付テハ完全ナル汚水沈澱濾過裝置ヲナサシメ水産業ト並立スル様法規ヲ制定アリ度シ
- 二、溫泉ヨリ排出スル汚水ニテ魚類ニ有害ナルモノハ現在及將來許可ノモノニハ行政官廳ニテ除害工事ノ條件ヲ必ス附スル様制定アリ度シ
- 三、歐米諸國ノ如キ水質汚濁豫防法ノ制定ヲ望ム（但シ被害成分ハ水産局ニテ指示シ定量分拆ハ府縣ニテ行フコト）

長野縣

- 一、立法的手段ニヨリ左記物質ノ排棄ニ對シ制限ヲ加フル様考究セラレタキコト
 - (一) 製造場及鑛山ヨリノ固形物質ノ排棄
 - (二) 游離シ又ハ溶解セル物質ヲ含有スル液體ノ排棄
 - (三) 重金属、鹽類、アルカリ性物質、砒素、硫化水素、硫化金屬、亞硫酸瓦斯ヲ含有スル液體及分解ノ際同瓦斯ヲ遊離セシムヘキ物質ノ排棄
 - (四) 酸類及油類ノ排棄
 - (五) 腐敗性物質ヲ含メル液體ノ排棄
 - (六) 水溫ヲ攝氏三〇度以上ニ昇ラシムヘキ多量ノ蒸氣又ハ液體ノ排棄
 - (七) 其ノ他魚類ノ棲息ニ重大ナル惡影響ヲ與フヘキ物質ノ排棄
- 二、前記ノ物質ノ排棄ヲ必要トナス事業場設置ニ付テハ許可制度ヲ取り必要ト認メタル場合ハ除害設備ヲナサシムル様考究セラレ度キコト
- 三、前記除害設備ヲナスモ尙漁業上ニ損害ヲ與ヘタル場合ニ對シ之カ解決ノ方法トシテ調定法ヲ定メ仲裁判斷ニヨリ其解決ヲ計ル様致サレ度キコト

栃木縣

二〇〇

機業地ニ於テ晒工程ノ爲メ使用スル「カルキ」(鹽素化合物)及色染ノ爲メ使用スル硫化ソーダ等ハ消毒ノ設備ナク直チニ河川ニ放棄スル爲メ之ニ依リ水産業ニ及ホス影響甚大ナリ故ニ「カルキ」ノ如キハ之ヲ沈澱セシメ、硫化ソーダノ如キハ之ヲ稀薄ニセシムル等適當ノ裝置ノ下ニ消毒シ無害ノモノトナシ放棄セシムルノ必要アリ之ニ對シ適當ナル法規ノ制定ヲ望ム

埼玉縣

一、特ニ調査研究機關ヲ設置シ鑛山及諸工場ヨリ排出スル有害物質ノ基本的調査並ニ其水族ニ及ホス被害ノ程度ヲ調査シ具體的除害方法ヲ講究スルコト

二、右調査研究ニ基キ具體的ニ水質汚濁豫防取締リニ關スル法規ヲ制定スルコト

山口縣

水質汚濁ノ原因タルヘキ事項ハ河川及海面ヲ通シテ頗ル多ク多種多様ニ亘リ水産業ノ發展ヲ阻害スルコト尠ナカラサルヲ以テ特ニ之カ取締ニ關スル規則ヲ制定シ除害制裁ノ方法ヲ定ムルノ必要ヲ認ム

富山縣

水質汚濁取締ニ關スル法規ノ制定ハ今日ノ急務ニシテ豫防方法トシテ左ノ事項ハ必要ナリト認ム

(一)工場、鑛山等ノ遺棄スル物質中水産動物ノ蕃殖保護上有害物質(最モ害ヲ受ケ易キヲ標準トシ)ニ對シテハ其物質ノ有害ナラサル限度ヲ指示シ限度ヲ超ユルモノ其遺棄ヲ禁ス、而シテ濾過、沈澱裝置、排棄物棄却ノ方法場所ノ指定ハ何レノ場合ニ於テモ之カ實施ヲ強制スルノ要アリ

(二)右ハ過失又ハ不可抗力等何レノ場合ヲ問ハス水族ニ被害ヲ與ヘタル場合ハ相當補償ヲナサシムル規定ヲ設クルコト

(三)船舶ヨリノ油其他有害物質ノ放棄ノ禁止モ加フルコト

(四)木屑ノ放棄ハ禁止ノコト

(五)貯木ニ對シ相當ノ制限ヲ加フルコト

佐賀縣

工場ヨリ生スル有害物質及滓渣ノ流下ハ直接間接ニ水産業ノ發展ヲ阻害スルコト大ナルモノアリ本縣ニ於テハ工場ノ新設ニ際シ水産業ノ保護上廢棄物ノ排出ニ關シテハ相當ノ條件ヲ附シ許可セラレツツアリト雖モ法ニ於テ規定ノ據ル可キヲ以テ工場當事者ニ於テハ自然怠慢ノ結果濃厚ナル

有害物質ノ流下ヲ生シ爲メニ水産物ノ斃死ヲ來シ漁業者ノ陳情トナルカ如キ紛争ヲ生シタル例尠ナカラス、故ニ法ニ有害物ノ各種類ヲ揚ケ其流失ヲ嚴禁セラレ又滓渣ニ在リテモ之カ直接有害タラサル場合ト雖モ間接ニ有害物ニ變化スルノ場合アルヲ以テ同様其放棄スルノ法ヲ制定スルノ要アリト認ム

三重縣

晒工場、木材丹礬注入工場等ノ廢液ヲ河川ニ放流シ又ハ都市ノ糞尿ヲ海面ニ拋棄スル等水質汚濁ニ對スル豫防法制定ノ必要アルモ先ツ以テ重要水棲生物ノ被害最高限度ノ調査研究ト併セテ中和濾過沈澱其ノ他適當ナル除害方法ノ決定ヲ急務トス

岩手縣

本縣地方ニハ未タ實例ニ乏シク具體的答申ヲ爲シ得サルモ將來必ス此ノ問題ノ發生スヘキヲ豫想スルニ難カラス一朝有害物質ノ流下ヲ見ンカ其ノ被害ノ恐ルヘキ又想像スルニ難カラス從テ適當ナル法令ノ下ニ此ヲ防クノ必要ナルハ論ヲ俟タサル所ナリ、宜シク中央ニ於テ其方法ヲ講セラレシコトヲ望ム

福岡縣

右記ノ事項ヲ網羅セル法規ノ制定ヲ望ム

- 一、淡水ニ關スルモノ
 - (一) 一般河川ニ對シテハ或ル濃度又ハ分量ノ有毒物質及有毒物(纖維質等)ヲ流入或ハ放棄セサルコト
 - (二) 遡河魚類ノ浜上スル河川ニ對シテハ其期間又ハ周年前項濃度及分量ヨリ一層少量ノモノニアラサレハ流入スルコトヲ禁スルコト
 - (三) 既設養魚場附近ニ工場其他魚類ニ有害ナル物質ヲ取扱フ作業場ヲ作り有害物カ養魚池ニ流入スル虞レアルモノニ對シテ充分ノ防止設備ヲ爲サシムルコト
 - (四) 養魚池附近ニ有害物ノ滲出シ又ハ滲出ノ虞アルモノヲ放棄或ハ貯藏スルニ對シ相當制限ヲ附スルコト
 - (五) 内灣ニ關スルモノ
 - (一) 内灣ニ於テハ稚魚其他内灣性魚類ノ來游ヲ妨クル濃度又ハ分量ヲ有スル工場排泄物或ハ油類其他有害物ノ放棄排出ヲ禁スルコト

- (六)内灣ニ於テハ同所ニ生棲スル魚類又ハ貝類カ其爲メ死滅セスト雖モ之ニ臭氣ヲ浸染セシムル程度ノ惡臭ヲ有スル物質ヲ流入セシメ又ハ放棄スルヲ禁スルコト
- (七)稚貝又ハ藻類ノ發生期ニ於テハ特ニ前項濃度以上ニ少量ノモノニアラサレハ海中ニ流出セシメ又ハ放棄スルコトヲ得サルコト
- 三、沿岸ニ關スルモノ
- (八)沿岸ニ於テモ迴游魚ノ來游ヲ妨クル程度ノ有害物ヲ放棄スルコトヲ禁スルコト
- (九)魚類ニ直接影響ヲ及ボサスト雖モ漁網ニ纏絡シテ漁業ヲ困難ナラシムル如キ物質(例コールター人糞、アス粘土、浮泥等)ヲ或分量以上多量ニ同一場所ニ放棄スルコトヲ禁スルコト
- 四、其他
- (十)傳染病感染ノ虞アル汚物ヲ漁場附近ニ放棄セシメサルコト
- (十一)有害藥劑又ハ物質ヲ排出スル工場其他新設ニ際シテハ完全ナル除害工事ヲナサシムルコト尙既設ノモノニ對シテモ除害設備ヲ完備セシムルコト
- (十二)本法規施行ニ關シ特別ノ監督官ヲ設置シ常時検査監督ノ任ニ當ラシムルコト

島根縣

本件ニ付テハ該當事項ナキヲ以テ別ニ意見ナシ

千葉縣

本縣下ニハ特ニ顯著ナル實例ナシト雖モ早晚惹起スヘキ問題ナルヲ以テカ取締ニ就キ左記條項ヲ包含シタル法規ノ制定ヲ望ム

- (一)惡水中ニハ化學的ノモノノミナラス物理的ノモノモ含マシムルコト
- (二)右排泄ニ對シテハ嚴格ナル除害方法ヲ強制スルコト
- (三)沈澱池ニ就テハ検査ヲ要セシムルコト
- (四)沈澱池掃除ニ際シテハ監督官ノ立會ヲ受ケシムルコト

大阪府

水質汚濁豫防ノ如キ法令ノ制定ヲ希望スルコト切ナルモノアルモ府下ニ於テハ水産上ヨリ有害水質ヲ研究シタル記録ニ乏シキヲ以テ具體案ヲ提出スルコト困難ナリ

高知縣

從來水産動植物ニ有害ナル物ノ遺棄ニ關シテハ漁業法、第三十四條ニ基キ地方長官ニ於テ漁業取締規則ニ依リ之カ制限又ハ禁止ノ規定ヲ設ケツツアリト雖モ有害ノ程度被害ノ範圍不明瞭ナル場

合多キ爲メト且ツハ關係ノ工業又ハ鑛山業ノ影響ヲ受クヘキ漁業ト産業トノ地位ノ輕重等ニ種々ノ問題ヲ惹起シ其ノ適用ヲ受ケシムルコト稀ナルノ實情ニ在リ故ニ主務省ニ於テ速ニ工業排水中各種成分ノ水族ニ及ホス被害ノ程度ヲ精査シ、歐米諸國ノ例ニ倣ヒ水質ノ汚濁ヲ豫防シ水族棲息所ノ保護ヲ全フスヘキ規則ノ制定アラムコトヲ望ム

廣島縣

水質汚濁豫防法ノ制定ニ左記事項ヲ規定スルノ必要アリト認ム

- (一) 鑛山工場又ハ其他ノ場所ヨリ河海ニ排泄スル排水ハ右記ニ該當スルモノノ外全然流出ヲ禁止スルコト
- (イ) 水産動植物ニ有害ナル物質ヲ全然含有セサルモノ
- (ロ) 水産動植物ニ有害ナル物質ヲ含有スル場合ニハ沈澱池又ハ濾過池ノ如キ適當ノ設備ヲナシ又ハ適當ノ方法ニ依リ全然無害物質ニ變セシメタルモノ
- (二) 鑛山又ハ工場ニ於テ水産動植物ニ有害ナル物質ヲ含有スルモノヲ貯藏スル場合ニハ其地盤ヲ「コンクリート」又ハ其他適當ノ材料ニテ固メ又上屋ノ設備ヲナス等適宜雨水其他ニ依リ溶解流出セサル様ノ方法ヲ講セシムルコト

- (三) 鑛山及工場等ノ開設ニ當リ排水ヲ河海ニ流出スル場合ニハ排水ノ成分表ヲ添付シ又水産動植物ニ有害ナル物質ヲ含有スル場合ニハ除害設備ノ設計及方法ヲ添付シテ行政官廳ノ許可ヲ受ケシムルコト、排水ノ成分ヲ變更シタル場合モ亦前項ニ準シ許可ヲ受ケシムルコト
- (四) 港灣沿岸又ハ河川湖沼等ニ於テ水産動植物ニ有害ナル物質ノ遺棄洗滌等ニ對シ相當制限スルコト

鹿兒島縣

本縣下串木野村ニ於テ金鑛滓ヲ流下スル爲メ若干ノ被害ヲ見タルノ外未該當ノ事實ヲ認メサルモ將來水質汚濁、製材工場ニ於ケル鋸滓ノ處分等ニ關シ相當豫防ノ方法ヲ講スル要アルヘシ

滋賀縣

各種ノ工場及鑛山ヨリ流出スル有害物質ニヨリ、水産業ニ被リタル影響ノ尠ナカラサルト其防止除害方法ノ必要ナルコトハ從來屢々高唱セラレタル處ニシテ近時ノ問題ニハアラサルナリ、故ニ速ニ具體的ノ調査研究ヲ遂ケ水質汚濁防止ニ關スル法令ヲ制定シ水産業發展ノ機運ヲ阻止スルコト無カラシメンコトヲ望ム
而シテ法令制定ニ際シテハ左記數項ヲ考慮ノ内ニ入ルルノ要アリト認ム

- (一)陸水面ニアリテハ其全部ニ亘リ水質汚濁ノ制限ヲ及ホスコト
- (二)水質汚濁スヘキ物質ノ流出投棄ハ工場又ハ鑛山等ノ外一時的ノ局部作業ノ場合モ其制限ヲ及ホスコト
- (三)毀成有害物質ノミナラス遺棄投入ニヨリ水中ニ於テ變質作用ヲ起シ著シク水質汚濁ヲ來スヘキ物質ニ對シテモ制限ヲ及ホスコト

茨城縣

水質汚濁豫防法ヲ制定スルコト
 工場及鑛山業ニ關スル諸工場ヨリ排出ノ有害物質ノ流下ハ水産業ノ發展ヲ阻止スルモノ多シ依テ水質汚濁豫防ノ爲メ相當除害設備ヲ爲サシムヘキ法ノ制定ヲ要ス

愛知縣

- 一、別表ニ示スカ如キ各工場ヨリノ排水質ヲ分拆シ其成分ヲ明ニシタル上此ノ排水カ魚類ニ及ホス影響及其程度ヲ徹底的ニ試験調査ヲナスコト
- 二、以上ノ確固タル基礎的調査試験ヲ施行シタル後該排水ノ濃度ト水族ノ蒙ル被害ノ限界ヲ明ニシ、

限界以上ノ濃度ヲ排水スル工場ニ於テハ沈澱法或ハ稀釋法等ニ依リ限界以下ノ濃度タラシメタル後ニ非ラサレハ排水シ得サルノ法令ヲ設クルコト
 三、排水ヲ必要トスル工場或ハ鑛山業ノ設置ニ際シテハ夫等ヨリ排水スル水質ノ分拆表ヲ提出セシメテ水産當局ノ許可ヲ受ケシムルノ法令ヲ設クルコト

愛知縣下工場種別表

種別	場數	鐵	鍍金	精鍊	肥料	藥品製造	石鹼製造
染色工場	一五七		一七				
織物	二九			二			
製紙	七				七		
自轉車	五					二	
電氣	二						七
其他	一一						
計	二五一						

岡山縣

近來産業ノ發達ニ伴フテ魚族ノ蕃殖ニ有害ナル物質ヲ流下シ又ハ汚物ヲ拋棄シ魚價ノ低廉ヲ誘致

スルカ如キ事頻繁ナルハ遺憾ナリ依ツテ政府ハ此カ豫防ニ關スル法案ヲ制定シ殊ニ同法案中ニ有害物質ノ最微含有量ヲ表示スルコト

福島縣

産業ノ發達ニ伴ヒ工場ノ廢水鑛口排水ノ流出スルモノ年ト共ニ増シ爲ニ水産生物ノ被害モ之レニ伴フ故ニ之レカ除害工事ヲナサシメ一定ノ成分以外ノ分量ヲ含ムモノハ流出ヲ禁スルノ法ヲ制定スルノ要アリト認ム

山形縣

山形縣下ニ於テハ遡河魚類即チ鮭、鱒、鮎、鰻等相當本問題ニツキ顧慮ヲ要スヘキ種類多ケレト未タ幸ニ工業鑛山ノ發達ノ爲メ水産業ニ阻害ヲ來スヘキ程度ノモノヲ認メス只木材ノ流下及製材工場鋸屑ヲ河岸ニ放棄シ其ノ流下ノ爲メ多少ノ惡影響ヲ來スモノアルヲ以テ之カ取締ニ關スル相當ノ方法ヲ設ケラレンコトヲ望ム

新潟縣

大體左記各項ニ就キ制限禁止ヲナスヲ要スト認ム

- 一、各種酸類アルカリ類及鹽類等ノ藥品ハ或濃度以上ノモノヲ流入スルコトヲ禁ス
- 二、有毒ナル瓦斯ノ水中放出ニ就キ適當ナル制限ヲナス
- 三、土砂其他ノ物質ノ投入行爲ニヨリ或程度以上天然水界ヲ汚濁スルコトヲ禁ス
- 四、糞尿及有機物ノ投棄ニ就キ適當ナル制限ヲナス
- 五、熱氣アル石炭滓及木灰ノ投入ニ付キ適當ナル制限ヲナス
- 六、蒸氣ノ水中放出ニ就キ適當ナル制限ヲナス
- 七、一定ノ溫度以上ノ温水ヲ流入セシムルコトヲ禁ス
- 八、一定比重以上ノ水ヲ流入セシムルコトヲ禁ス
- 九、鑛山、油坑、等ヨリ出ツル深層ノ地下水ハ適宜ノ處理ヲナシタル後ニ非サレハ天然水界ヘ放出スルヲ得サラシム
- 一〇、鑛物及石油ノ精練所及有害藥品ヲ使用スル各種工場ハ必ス其生産額ニ應シ適當ノ大サノ排出物沈澱淨化裝置ヲナサシムルコト
- 一一、塵芥及鋸屑ヲ河流ニ投入スルコトヲ禁ス
- 一二、穀物、種子、木材、纖維材料其他ノモノヲ水中ニ浸漬セントスル時ハ一定ノ箇所ニ限り警察官ノ許可ヲ受クル様制限ヲ加フルコト

- 一三、農作物及果樹等ノ肥料及消毒液ハ土地及其種類ニヨリ可及的水族繁殖ニ對スル妨害ヲ減少セシムルニ適當ナル方法ヲ設ケシム
- 一四、養魚地ニ注入スル水路ニ當リ氷雪ヲ投入スルコトヲ禁ス
- 一五、藥品ヲ投入シ又ハ其他ノ行爲ニヨリ水中酸素ヲ缺乏セシメ又ハ炭酸瓦斯ヲ過剰ナラシムルコトヲ禁ス
- 一六、流木探砂ニヨル汚濁、攪拌、河床荒廢ニ就キ相當ノ制限ヲ必要トス

神奈川縣

- 一、沿岸水ニ石油ヲ流出シ若クハ漏洩シタル汽船ニ對シ制裁ヲ設クルコト
 - 二、工場排水中ノ含有物（酸、アルカリ、鹽、油類、其他ノ有機質）極量ヲ制限シ之ニ對スル嚴重ナル制裁ヲ設クルコト
 - 三、右取締ニ關シテハ主務省直屬トナスコト
 - 四、工業、鑛業等ノ經營ニ對シ強制的ニ除害設備ヲ施サシムルノミナラス水産業者ノ被害ニ對シ損害賠償ノ責ニ任セシムル爲メ必要ナル條項ヲ含ム法規ヲ設定スルコト
- 和歌山縣

- 一、政府ニ於テ時ニ一ノ調査機關ヲ設ケ諸工場及鑛山等ノ排出水中ニ普通ニ含有スル各種流下物カ本邦淡水及沿岸性主要水族ニ及ホス影響ノ限界ヲ調査シ之ヲ基礎トシテ我國ノ現狀ニ適當スル豫防法ヲ制定スルコト

宮崎縣

水質汚濁豫防法制定ハ最モ緊要ト認ムレトモ本邦ノ現狀トシテハ例示セラレタル諸外國ノ如キ規程ヲ施行スルコトハ他産業トノ關係上困難ナルヘシ仍テ先ツ有害物質ト環境並ニ水族被害ノ關係ニ付基礎的ノ研究調査ヲ遂ケラレタル上養殖業及漁業上重要ノ關係アル區域ヲ定メテ施行スヘキ規程ヲ設クルヲ適當ト認ム

大分縣

工業及鑛山精鍊等ヨリスル有害物質ノ流下ニ關シテハ之レカ設備ニ放棄物制限等ニ關スル取締法制定ヲ望ム尙魚介藻類ノ養殖場附近ニ下水道ノ流出スル場合ハ清淨裝置ノ設備條件ヲ附セラレタシ

静岡縣

近時沿岸地方ニ於テ各種工業及鑛山業勃興シ有毒汚水ヲ排出シ或ハ土砂ヲ流出シテ沿岸魚介及藻

類ニ大害ヲ及ホスコト尠カラス而シテ工業法等ニ依リ沈澱池ヲ設クルト雖モ其構造極メテ脆弱且ツ狭小ニシテ出水ノ際ハ效果ナシ之等ニ關スル適當ノ法律ヲ制定シ以テ之カ防止ヲ講セラレンコトヲ望ム

沖繩縣

水質汚濁豫防ニ關スル規定ヲ制定セラレンコトヲ望ム

水質汚濁ノ水産動植物ノ發育ニ障害アル事ハ喋々ヲ要セスト雖モ其被害ハ漸進的ニシテ顯著ナラサルヲ以テ知ラス識ラスニ汚濁ヲ生セシムルノ行爲ヲ爲スモノアリ殊ニ鑛山業其他工業ノ企劃ニ伴ヒ被害多大ニ趣クヘキヤ明カナリ然ルニ現在之カ豫防ニ關スル規定ナキヲ以テ之カ被害ノ事實ヲ認ムルモ徒ラニ紛亂ヲ大ニスルノミニシテ姑息ノ解決ニ満足セサルヘカラサル状態ニアリ本縣ニ於テハ從來之等ニ該當スル事例少シト雖大正九年頃慶良間銅山採掘ノ爲汚濁物質ヲ流下シ附近漁場荒廢シ、さびなご其他ノ魚類來游稀薄ニ陥リ即チ鯉ノ餌魚欠乏スルニ至リ漁民騷擾シ銅山側ト再三ノ交渉ヲ爲シタルコトアリ又大正七八年頃阿反葉帽子盛況ナリシ爲漂白用剩水ヲ放棄シタル爲メ灣内ノ魚介生育ニハ支障少カラサルヲ認メタリ而シテ以上ノ被害ヲ未然ニ防キ有用水族ノ繁殖ヲ旺盛ナラシルコトハ國家經濟上最モ必要ナリト認ムルヲ以テ適切ナル豫防規定ヲ希望ス

北海道

近時工業及鑛山等ノ事業勃興ニ伴ヒ其廢水ヲ河海ニ放流セララルモノ漸ク多キヲ加ヘ河海ノ水族ヲシテ棲息ニ堪ヘサラシムルニ至レル實例尠カラス本道ニ於テハ鮭鱒ノ如キ河川重要魚族ノ多産スル關係上此ノ問題ニ關スル紛議ヲ惹起セル事實尠カサルヲ以テ之レカ豫防策トシテ北海道漁業取締規則中ニ之カ取締ノ規定ヲ設ケ適切ナル施設ヲ講シツツアリ、然レ其實際問題ニ際シ廢水ノ水族ニ對スル害否ヲ判定スルニハ化學分析ニ依リ廢水カ水中ニ流入シタル後ノ水中ノ含有物ヲ定量シ之レヲ一定標準ニ照合シテ魚族ニ對スル有害極量ヲ超過スルヤ否ヤヲ知ルノ外ナキモ之レカ判定標準ニ付テハ從來充分ナル材料ニ乏シ從ツテ此ノ問題ノ解決上ノ不便尠カラサルモノアリ依テ今後水質汚濁ト水族トノ關係ニ付テハ先ツ此ノ判定標準ヲ定ムル必要アリ併モ此ノ判定標準ニ對シテハ致死極量ニ關スル決定ノミニ止マラス、水族カ藥品ノ存在ヲ感知シ若ハ之ヲ嫌忌スルニ至ル最小量ヲ決定シ以テ工場又ハ鑛山ノ廢水カ水族ニ對スル害否判定ニ關スル基礎的標準ヲ定メ然ル後此ノ豫防施設ノ實行ニ對スル方法ヲ講究スルノ要アリ、即チ歐米ニ於ケル如ク水質汚濁豫防法ヲ制定スルカ如キ或ハ保護條令ヲ定ムルカ如キ適切ナル施設ヲ爲ス必要アリト認ム

熊本縣

水質汚濁ノ爲メ其影響ハ水産業ニ對シ著シキモノアリト雖モ如是問題ハ工業若クハ鑛山ノ經營發達ニ關シ尙公衆衛生農業等ニ對シテモ頗ル廣汎ナルヲ以テ主務省若ハ主要府縣ニ專任技術者ヲ設

置シテ之等ノ諸問題ニ對スル慎重ナル調査鑑定ヲ行ヒ之カ公正ナル解決ニ資シ、同時ニ之レカ除害ニ關シ特ニ法律ヲ制定發布セラルルヲ適當ト思慮ス

石川縣

有害物質流下ニ付テハ水産業ノ發達ヲ阻害スルヤ蓋シ甚大ナルモノアルハ説明ノ如シ、本縣ニモ大正八、九年ニ亘リ別紙調書ノ如キ事實發生セシモ適當ノ制裁ノ爲メ大ニ困憊セシ事アルモ幸ヒ縣警察部ノ調停ニヨリ會社側カ自費ニテ沈澱池ヲ新設シ、無事解決ヲ告ケシ事アリ、要スルニ今日マテ此ノ種ノ適當法ナキハ水産業發達ノ爲メ一大缺陷ト謂フヘシ冀クハ政府ハ速カニ該法ヲ制定セラレ其ノ難ヲ除去セラレンコトヲ望ム

岐阜縣

國民ノ膨脹ハ概シテ工業ノ發達ヲ意味ス工業ノ發達ハ水質汚濁ヲ來スハ當然ノ理ナリ、此ノ理ノ下ニハ吾人ハ場合ニ依リテハ水産ノ發展ヲ他ニ求メ生産上緊要ナラサル河川及内灣ヲ犠牲ニ供セサルヘカラスト雖モ水質汚濁ノタメニ水産業ノ發展ヲ阻害セラルコトハ吾人ノ忍ヒサル所ニシテ之カ豫防對策ヲ講スルハ今日ノ緊要事ナリ然レ共人心ノ動搖ハ道理ヲ超越シタル時ニ起ルモノナリ汚濁水ノ被害ハ内灣ノ廣サニヨリ其程度ヲ異ニスルモノナリ、而カモ水質汚濁スヘキ害物ノ放出量ハ時期ニヨリ異ナルモノナルヘシ故ニ本問題ニ對シテハ急速ナル決定ニ近キ協議ヲ己メ

京都府

數年間徹底的ニ各縣聯絡調査ヲ遂ケ時代ニ適應スル法ノ制定ヲ望ム

本府下ニ於テハ工業發達ノ爲メ有害物質ヲ流下シ爲メニ水産業ノ發達ヲ阻害シタル顯著ナル實例甚タ乏シ前年府下葛野郡梅津村梅津製紙工場ヨリ有害物質ヲ桂川ニ流下シ爲メニ同河川ニ棲息セル魚族ヲ斃死セシメタリトテ漁業當業者ノ訴ヘヲ聞キタルコト、一二回ニ及ヘルモ其後杳トシテ聲ナシ蓋シ該製紙工場ニ於テ相當豫防法ヲ講シ爲メニ有害物質ノ流下ヲサルニ至リシモノナルカ、其他船井郡内、北桑田郡内等ニ於テ木材防腐劑注入工場ヨリ流下スル有害物質又ハ製材所ヨリ放棄スル鋸屑若クハ多數染色工場ヨリノ廢棄物ノ爲メニ附近河川ノ魚族ヲ斃死セシメ或ハ其ノ蕃殖ヲ妨害スルコト、大ナリトノ說アルモ例證甚タ具體的ナラサルノミナラス、其ノ實例回數多カラサルヲ以テ此等ヲ基礎トシテ此ニ確然タル豫防方法ヲ講スルヲ得ス、尙充分調査研究ノ要アリト認ム

鳥取縣

水質汚濁豫防法ノ制定ヲ必要ト認ムルモ之カ制定ニ關スル内容ニ就テハ調査セル事項ナキ爲意見ナシ

青森縣

意見ナシ

二一八

香川縣

別紙調査ノ如ク製練所カ魚介蕃殖ノ地方ニ設立セラレ然カモ鑛石物置ハ海岸ニ接シ且ツ有害成分ノ滲出ニ對シ何等除害施設無ク海中ヘ流下セシムルノ現狀ニシテ水質汚濁豫防法ノ如キ制定ハ急施ヲ望ム

愛媛縣

水族ノ蕃殖スル、有害物質及其極量ヲ定メ河海湖沼等放流投棄セシメサル様除害設備ヲ設ケシムルコト、若シ國家經濟上並公益上必要アリト認ムル事業ニ對シテハ前記有害物質極量以上ノ廢棄ヲ認ムルノ法令ヲ制定セラレンコトヲ望ム

徳島縣

本縣トシテハ末々其實際問題ニ觸レタル經驗ナキヲ以テ從テ具體的意見ヲ有セサルモ或ハ鑛山業或ハ製造工場等組織的事業ハ日ヲ追テ勃興スルノ趨勢ニアルヲ以テ之等工場ヨリ排泄ノ有害物及近時地方漁村ニ設置セラルル石油「タンク」等ニ對スル取締規程ヲ制定シ被害ヲ豫防スルハ極メ

テ緊要ナリト認ム

秋田縣

水質汚濁豫防法ノ制定ハ水産業ノ發達ヲ期スルタメ最モ急ヲ要スルモノニシテ本縣ノ實例ニ鑑ミ左記事項ノ禁止又ハ強制ヲ望ム

一、鑛山業

- (一) 選鑛場ヨリ排除スル泥又ハ水ハ除水機濃縮機等ノ特別裝置ヲ以テ處理シ後泥ハ直接河川ニ流入セサル地點ニ廢棄セシムルハ理想的除害設備トナスモ之ヲ設備セサル所ニアリテハ少ク共十時間以上沈澱池ニテ數回繰返シ沈澱セシメ沈澱物ハ前同様直接河川ニ流入セサル地點ニ廢棄セシムル事
- (二) 選鑛後ノ殘滓ヨリスル採銅作業ノ排水中ニ含有スル硫酸銅硫酸鐵、石灰等ハ魚族ニ有害ナラサル程度ニ稀薄ニシテ排水セシムルコト

二、採油業

貯油設備ヲ完備セシメ水面ニ原油ノ薄皮ヲ漂ササル程度ニ排水セシムルコト

三、製油業

製油場ヨリ排除スル左記物質ハ魚族ニ有害ナラサル程度ノモノトシテ排除セシムルコト

- (一) 鹽水 (二) 芒硝 (硫酸ナトリウム) (三) 苛性ソーダ (四) 原油

二一九

四、製材業

鋸屑、木屑、藁網、等ヲ河川ニ廢棄セシメサルコト

長崎縣

吾國ノ現況ニ鑑ミ之レカ豫防法ヲ講スルノ必要アリ、而シテ水質汚濁ニヨリ被害最モ大ナルモノハ水産業者ナリト雖モ一般公衆衛生ニ關係スル所亦大ナリ、而シテ水産動植物ノ保護ニ關シテ現行漁業法ニ依リ地方長官ヨリ命令ヲ發シ得ト雖モ之レノミニテハ到底所期ノ目的ヲ達シ得サルヘシ、又漁業法ヲ改正シテ之レカ防止ニ關スル規定ヲ設クトシテモ未タ完全ニ其ノ目的ヲ達シ得サル憾ミアリ故ニ寧ロ單行法ヲ制定シテ嚴重ニ之ヲ禁スルノ要アルヘシ

東京府

水質汚濁豫防ニ關シテハ各府縣共痛切ニ感シ殊ニ大都市ヲ控ヘ居ル河海程其問題ノ惹起スルコト多シ、是レ都市ノ繁榮ノ結果急激ニ各種工場カ勃興セルモ各工場共余リニ該方面ニ意ヲ用ヒス其取締モ緩慢ナルカ然シ本府現行法トシテハ警視廳令清潔保持ニ關スル取締規則第三條並ニ工場法第十三條等ニ於テ殆ント排水ノ無害ナルモノトナラサルヘカラサルモノナルカ未タ殆ント完カラス、其被害甚大ナルヲ以テ各種ノ水産協議會ニハ必ス是レカ類似ノ問題提出論究セラレ萬場一致ヲ以テ可決セラルルナリ、

即チ東京灣水産協議會第五、第六回、第一回全國漁業組合大會第一回淺海利用研究大會ノ議題トシテ研究セラレタリ、從テ特ニ廣ク汚濁水ニ對スル取締法案ヲ本省ヨリ制定セラルルト共ニ一方各府縣協力一致シテ是レカ研究ヲ續行セサルヘカラサレハ沿岸魚族ノ絶滅ニ陥ルモノナリ、本府ニ於テモ別冊ノ如ク味ノ素工場、瓦斯工場等ノ排水物ノ有害ナル爲メ著シキ被害ヲ蒙リ當業者ノ困憊其極ニ達セルコトアリ、故ニ是レカ設定ト共ニ一日モ早ク實施セラレムコトヲ期ス

福井縣

- 一、水質汚濁豫防法ヲ制定スルノ前提トシテ
- (イ)有害物質ト水族トノ關係ニ付キ生理化學的研究ヲナスコト
- (ロ)有害物防止設備ニ關スル研究ヲナスコト
- 二、應急ノ處置トシテハ漁業法ニ基キ農商務省又ハ地方廳ニ於テ取締規則ヲ制定スルコト

宮城縣

- 本縣ニ於テハ未タ此種ノ問題ヲ惹起シタルコト無キモ將來工業ノ發達ニ伴ヒ當然起ルヘキ問題ナルヘク之カ豫防方法トシテハ大要左ノ事項ヲ必要ト認ム
- (イ)水産物ト各種鑛山工場等ヨリ流出スル有害物又ハ排棄物並下水水田等ヨリ排出スル惡水トノ關係ヲ各府縣水産試驗場聯絡シテ分擔調査シ、其影響狀態ヲ詳カニシ之ヲ本省ニ於テ統一シ各府縣ニ

周知セシルムコト

二二二

(ロ)各種鑛山各工場ニハ之ヲ許可スルニ當リ必ス相當ノ沈澱池ヲ設ケシムルコトトスヘシ、而シテ從來採銅鑛山ニ於テ見ル如キ硫酸又ハ亞硫酸鹽類ノ石灰化合沈澱池ハ單ニ申譯的ノ設備ニシテ完全ナル化合困難ナルノミナラス、其設備狭小ニ過キ一朝大雨ニ際シテ化合不完全ノ有害水沼々トシテ河川ニ流下シ海ニ下リテ河海水産物ヲ斃死セシムルコト往々之アルヲ以テ沈澱池ハ其鑛山又ハ工場ノ有害物排出量ニ比例スルト同時ニ大雨ノ際モ海河ニ流出セサル様設備スルコトヲ許可ノ條件トスルコトニシタシ

(ハ)下水悪水等前項ニ倣ヒ得ルモノハ同様他ハ沈澱池ノミヲ設ケシメ出來得ル丈ケ有害物ヲ排除スル法ヲ設ケシムルコト

(ニ)河海池沼ニ水族ニ有害ナル物體ヲ投棄スル事ヲ嚴禁セシメ尙水族及人體ニ及ホス影響ヲ繪示シテ勵行ヲ宣傳スルコト

兵庫縣

水質汚濁ニヨリ水産方面ニ被ムリツツアル影響ハ頗ル甚大ナルモノアルモ之カ禁止、又ハ制限ニ就テハ有毒成分ト水族トノ關係ヲ調査スルニアラサレハ俄カニ斷定スルコト困難ナルヲ以テ政府ニ於テ特ニ本件ニ關スル研究機關ヲ設ケ之カ資料ニ基キ適當ノ制限規定ヲ設ケラレム事ヲ望ム

山梨縣

ナシ

奈良縣

ナシ

(二) 大正十四年度水産事務協議會ノ答申

- 一、政府ニ於テ水質汚濁防止ニ關スル調査機關ヲ速ニ設置セラレ度キ事
- 二、關係府縣ハ右調査機關ト聯絡シテ速ニ調査研究ヲ開始スル事
- 三、各道府縣ノ水質汚濁防止ニ關スル調査研究ニ要スル經費ハ國庫ヨリ補助セラレ度キ事
- 四、油類汚濁防止ニ關スル件ハ其被害最モ顯著ナルヲ以テ速ニ立法セラレ度キ事
尙ホ油類汚濁防止法制定ノ際規定スヘキ要項ハ別紙ノ通リトス
- 五、各道府縣ノ調査研究要項ハ本省ニ於テ之ヲ定メ調査ノ經過ハ次回ニ於テ報告シ更ニ協議ヲ續行スル事

油類汚濁防止法制定ノ際規定スヘキ要項

一、油類ノ定義

二二三

油類ト稱スルハ燃料油、油泥、油滓ヲ包含スル凡テノ種類、凡テノ形態ノ油ヲ云フ
油類運搬ニ使用セラルル場所ニ納メラレタル液體ハ油類ト看做ス

- 二、不可抗力ノ場合ハ除外例ヲ設クルコト
- 三、特別指定地（「タンク」ノ位置）及ヒ（「ウオータバラスト」排除ノ位置）ヲ設クルコト
- 四、夜間ニ於テ船舶ヨリ船舶ニ、船舶ヨリ陸上ニ、陸上ヨリ船舶ニ油類ヲ搬致スル場合ハ許可ヲ要スル規定ヲ設クル事
- 五、陸上装置ニモ本法ヲ適用スル事
- 六、船舶ノ「ビルヂ」「ウエス」ノ遺棄ニ關スル規定ヲ設クル事
- 七、日本船舶ニハ領海外ニ於テモ本法ヲ適用スル事
- 八、「タンク」船及ヒ燃油船ハ油類積卸シニ關スル帳簿ヲ備ヘ官憲ノ檢閲ヲ拒ムコトヲ得サル規定ヲ設クル事
- 九、「タンク」ノ位置決定ノ場合ハ可成内灣内海ヲ避ケシムル事
- 十、分離機ヲ石油業者ヲシテ設備セシムル事
「タンク」設置ノ場合ニ於テハ之ヲ條件トスル事
- 十一、「タンク」ノ構造並ニ繞壁ノ構造ニ就キ適當ナル規定ヲ設クルコト

大正十五年度水産事務協議會ノ答申及協定

記

- 一、左記協定要綱ニ基キ本省ニ於テ速ニ法規ヲ制定セラレタシ
- 二、被害事項發生ノ場合ハ其ノ都度本省ニ報告スルコト

水質保護法案要綱

- 第一 本法ニ於テ水質保護ト稱スルハ有害物質ノ投流遺棄ヲ防止スルヲ謂フ
- 第二 水産動植物ノ生育又ハ蕃殖ヲ妨ケ若クハ妨クル虞アル物及水産動植物ノ價值ヲ著シク減殺シ又ハ滅殺スル虞アル物ハ之ヲ有害物質ト看做ス、
有害物質ニ非ル物ト雖之ヲ投流遺棄スルトキ他ノ物ト合シテ有害物質ト成ルヘキ物ハ前項ニ同シ
- 第三 有害物質ヲ投流遺棄シテ水産動植物ニ損害ヲ加フルコトヲ得ス
- 第四 工場、鑛山、其ノ他繼續シテ有害物質ヲ投流遺棄スル虞アルモノニ在リテハ水質保護ノ爲必要

ナル除害装置ヲ設クルコトヲ要ス

第五 船舶又ハ河川、湖沼、海面ニ浮動スル一切ノ建造物ニシテ有害物質ヲ投棄シ又ハ漏洩スル虞アルモノニ在リテハ水質保護ノ爲必要ナル装置ヲ設クルコトヲ要ス

第六 農林大臣ハ水質保護ノ爲必要ナル装置ノ施設ヲ命シ又ハ有害物質ヲ運搬スヘキ時間並方法ヲ制限スルコトヲ得

第七 農林大臣必要アリト認ムルトキハ水質保護ニ關スル装置ノ有無及適否ヲ検査スルコトヲ得
第四及第五ニ掲クルモノノ所有者又ハ利害關係人ヨリ有害物質ノ判定、損害ノ程度及装置ノ適否ニ關スル審査ノ申請アリタルトキ亦同シ

第八 第六ノ命令又ハ制限ニ違反シ若ハ第七ノ検査ヲ拒ミタルトキハ營業ノ停止又ハ其ノ有害物質ノ運搬、使用ノ禁止ヲ命スルコトヲ得

第九 本法ノ規定ニ違反シタル者ハ貳千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十 違反者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス 但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一 有害物質ヲ取扱フ者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業

務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルルコトヲ得
第十二 第六及第八ニ基ク處分並有害物質ノ判定ニ關シ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

水質汚瀆調査要項

一、概 說

被害ノ發生時日

被害ノ原因

一、被害ノ根源地

事業經營者

資本金

創設

位置

設備

使用原料、藥品ノ種類及數量

生産品ノ工作方法

年生産高

一、有害物質

有害物ノ種類及數量

排出ノ方法及除害設備

排出量ノ期節時刻的變化

排出物ノ定性、定量分拆（位置ノ相違ニ依リ可成詳細ニ）

一、被害狀況

被害ヲ受クル動植物ノ種類

被害ノ範圍、程度

被害物ノ位置期節並ニ時刻的變化

被害ノ經濟的打撃ノ範圍、程度

一、被害防止ニ對スル意見

一、試験シタルモノハ詳細ニ附記スルコト

一、其他參考トナルモノハ添付ノコト

大正十五年五月廿六日印刷

大正十五年六月一日發行

農林省水産局

印刷者 東京市京橋區木挽町一丁目十四番地 石井精一郎

印刷所 東京市京橋區木挽町一丁目十四番地 安信舎印刷所

